



川湯温泉街の景観ガイドライン策定に向けた 第2回ワーキンググループ会議 【開催レポート】

日時:2024年3月21日(木)13:00~16:00
場所:川湯ふるさと館

1. 開会

2. 資料説明

①前回(2月27日:第1回WG)の振り返り

②「まちづくりの理念」について

③ルールについて

3. まちあるき

4. 意見交換(ワークショップ形式)

5. 今後のスケジュール

6. 閉会

川湯温泉街まちづくりマスタープラン

コンセプト：「湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街」

第1回WG会議で出された まちづくりの理念(まとめより)

- 温泉街としての賑わい(落ち着きと賑わいの棲み分け)
- 歩いて楽しめる街
- 自然との共生(ゼロカーボン、硫黄山・カルデラを感じられる)
- 現在ではなく将来像を想像させるキーワード

マスタープランの中の 街づくり・景観づくりに関するキーワード

- 湯の川を中心(主役)とした街づくり
- 歩いて楽しい街並み、温泉体験、滞在・そぞろ歩き
- 自然と賑わいが一体となった街並みづくり、森の中に溶け込む街並み
- 量より質の適切な規模の街づくり、街が一体となった上質の景観づくり

まちづくりの理念(行動指針)

たたき台：**住む人・来る人・働く人の手で、
阿寒・摩周の自然に溶け込む温泉街をつくる**

※具体的なルールの議論を並行して進めた上で、再度検討します

第1回WG会議で出された“ルールや取組”についての意見

<景観に関するルールについて>

- 硫黄山の眺望への配慮、硫黄山を視対象とした高さ制限
- 建物の統一感(壁の色など)
- 緑化・樹種
- 駐車場や空地のあり方(歯抜けな印象の対策)
- サイン・看板の統一感(落ち着いた色に)
- 照明のガイドライン(足元を照らす)
- 自然と温泉それぞれを際立たせるゾーニング(エリア分け)

- ◎議論を踏まえて
景観ガイドラインに記載
- ⇒**守るべき基準は**
既存ルールの見直しに反映
 - ・阿寒国立公園の許可基準の特例
 - ・川湯地域管理計画書
 - ・弟子屈町景観計画
- ⇒より望ましい基準は
ローカルルールとして運用

<地域独自のルールや取組について>

- 地域ロゴ等での統一感の創出、看板や広告物の多言語化
- 喫煙に関するルールの設定(禁煙+喫煙所)
- ゴミの捨て方のルールの設定(ゴミ箱の設置)
- 店舗前にベンチを出す
- 清掃・維持管理(自宅や店舗のまわり、温泉川など)
- 車の停め方(路上駐車)の規制
- 地域住民の住みやすさを保つためのルール
- 川湯ならではの強酸性の温泉の入り方の説明
- 観光業者、他事業者を含めたおもてなしの共通ルール

- ◎議論を踏まえて
景観ガイドラインに記載
- ⇒ローカルルールとして運用

3. ルールについて(既存ルールの見直しの方向性)

| 区分 | 項目 | 既存ルール | 見直しの方向性(案) |
|------------|---|---|--|
| 建築物 工作物 | 高さ | 本屋20m以下、塔屋含め25m以下 ※上記を超える既存建築物の改築・増築は既存の高さ以下 | 13m以下 ※赤枠を専門家にて先行的に検討中 ※山への眺望を確保するため、エリアを限定して2階建て以下や平屋建てにすることも検討(視点場と対象エリアを設定) |
| | 建築面積 | 2,000㎡以下 | 左記と同じ ただし、1,000㎡を超える場合は 分棟又は分節したデザイン とする。 |
| | 敷地面積 | 規定なし | 左記と同じ |
| | 建蔽率 | 規定なし | 左記と同じ |
| | 容積率 | 規定なし | 左記と同じ |
| | セットバック | 道路沿いの 壁面線を整える 。 道路から 極力後退する 。 | ※道路の路線ごとに セットバック幅の設定 を検討(3m、5mなど) |
| | 土地勾配 | 30%以下 | 左記と同じ |
| | 屋根形状 | 切妻、寄棟、入母屋、マンサード形式等の勾配のある屋根に限る 。 陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。 陸屋根である既存建築物の改増築の場合は傾斜パラペット(飾屋根)が設けられていること。 ※川湯地区は傾斜パラペット(飾屋根)を設けた陸屋根及び片流れ屋根については可。 | 左記と同じ |
| | 屋根色彩 | 焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色 とする。 | 左記と同じ |
| 外壁色彩 | 茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし 、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。 | 左記と同じ ※統一感を出すためのデザインルールを検討(木材をアクセントに使用するなど) | |

3. ルールについて(既存ルールの見直しの方向性)

| 区分 | 項目 | 既存ルール | 見直しの方向性(案) |
|------|-----------|---|---|
| 緑化 | 植栽樹種 | 敷地内の空地は、原則として 現地産樹木と同種の樹木等 により修景緑化すること。 | 敷地内の空地や道路に面した空間は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。 道路に面して植栽する空間がない場合は、可能な限り プランター等 を設置する。 |
| 付帯施設 | 駐車場及び取付道路 | 風致景観の保護上、支障のない範囲において、建築物の収容力に見合った 必要最小限の規模 であると認められること。 | 左記と同じ 出入口以外の 道路に面した空間は、植栽や生垣、木柵、板塀等により修景 を行う。 |
| | 車庫・倉庫等 | 極力主たる建築物に包含し、 別棟とはしないこと 。やむを得ず別棟とする場合であっても、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれていること。 | 左記と同じ |
| | 照明(外灯) | 建築物のライトアップを目的とするものでないこと。 | 左記と同じ 下向きを原則とし、足元灯の設置に努める。 色は、原則として 電球色 とする。 |
| | 引湯管 | かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。 既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。 | 左記と同じ |
| | 自動販売機 | 自動販売機の乱立による風致上の支障を防止する。 建物の 庇の下に設置する 、又は 板張り等の自然材料により外側を囲む 等して風致への影響の軽減が図られていると認められるものであること。 | 左記と同じ |
| | 室外機等 | なし | オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または 目隠しをする等の工夫 をすること。(弟子屈町景観計画より) |
| | 垣柵等 | なし | 垣柵や塀等を設ける場合は、 生垣、木柵又は板塀 とし、ブロック塀やコンクリート塀、フェンスは設置しない。やむを得ない場合は 焦げ茶色 とする。 |

3. ルールについて(既存ルールの見直しの方向性)

| 区分 | 項目 | 既存ルール | 見直しの方向性(案) | |
|-------|----|---------------|---|---|
| 屋外広告物 | 種別 | 自家用 広告物 | 表示面の面積が 5㎡以下 、かつ同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の 合計が10㎡以下 のものであること。 高さが5m以下 (既存工作物に掲出する場合には当該工作物の高さ以下)であること。 | 左記と同じ |
| | | 店舗等への 誘導看板 | 個々の表示面の面積が 1㎡以下 であること。複数の内容を表示する広告物等は、表示面の面積の 合計が10㎡以下 であること。 高さが5m以下 であること。 のぼり等の野立て看板ではないこと 。ただし、以下のものは除く。 ア)店舗前に設置される看板で、木製かつ最高高さ80cm以下、幅50cm以下のもの。 イ)地域の催事等、限られた期間にのみ掲出等されるもの。 | 国・地方公共団体、公共的団体、公共的な民間施設のみ掲出可 。(北海道条例より) ほかは左記と同じ |
| | | 指導標 ・案内板 | 表示面の面積が 5㎡ (複数の内容を表示する広告物等は 10㎡)以下であること。 高さが5m以下 であること。設置者名の表示面積が300cm ² 以下であること。地名表示板の色彩は、木材及び石材等の自然材質を用いる場合を除き原則として 焦げ茶色 であること。 | 表示面の面積が 3.5㎡以下 であること。(北海道条例より) 基本書体は「 国立公園フォント 」を使用すること。(弟子屈町景観計画より) ほかは左記と同じ |
| | 共通 | 光源 | 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。 動光又は点滅を伴うものでないこと 。 | 左記と同じ 色は、原則として 電球色 とする。 |
| | | 色彩 ・デザイン | 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | 左記と同じ 木材及び石材等の 自然素材の活用 に努める。 必要最低限の情報量 で、 シンプルなデザイン とする。 |
| | | | | |

【テーマ】

地域のルールとして取り組みたいことは？

(景観に関するより望ましい基準、おもてなしや生活に関するルール等)

ハード(モノ)面のルール

- 建築物（統一感を出すデザイン）
- 屋外広告物（統一感を出すデザイン、多言語表記）
- 屋外空間（駐車場、緑化、付帯施設）
- 夜間景観（外灯、ライトアップ）

ソフト(コト)面のルール

- 統一感を創出するしかけ（地域ロゴ等）
- おもてなし（ベンチ、清掃、地産地消、温泉の入り方説明、案内）
- 住みやすさ（路上駐車、ゴミの捨て方、喫煙）

ハード(モノ)面のルール

建築物について

【高さ】

- 高さ制限を13m以下にしても周囲の山等は見えなくなる。
- 硫黄山・外輪山が見えるようにエリアで分ける。
- 川湯テラス沿い・温泉川沿いは建物を低くする(平屋など)。

【形態意匠・色彩】

- 川湯温泉らしさを決めないと色を決められない。
- 統一感が必要。色は〇〇系ではなく具体的に指定する(日塗工など)
- 壁の色を樹木で隠すと気にならない。全部同じ色に規制しなくてもよいのでは？
- 木や自然の色、落ち着いた色で統一されると良い。
- コンビニなども緑や茶色にするなど、景観を統一できるとよい。
- 飾り屋根の劣化が気になる。腐らない屋根材を使う、持続可能なもの・更新できるものにする。

【セットバック(道路からの後退)】

- セットバックはあまりいらぬ。道路沿いに店が並んで賑やかなほうが温泉街らしい。エリアで分ける。
- 建物同士が密集しているためクッションが必要。
- 建物が密集しているため、道路と建物の上に統一のクッションを作る。



ハード(モノ)面のルール

屋外広告物について

- 全体的に落ち着いた色で統一する。
- 看板を統一する。見本を作り、縦横のサイズ、フォントを統一する。
- 木の看板(例:すずめ食堂)で統一感を出す。吊り下げ方やサイズは統一して、中は自由にする。(統一と個性、しぼりとゆるめの両方で)
- 全て統一だと差別化ができない。
- コンビニが率先して取り組んでくれるとよい。
- 数の規制も必要。
- 直感的かつシンプルに。看板につける明かりもルールを作る。



緑化について

- 植樹は100年後を見据えて計画する(費用を含めて)。
- 樹木の高さ規制が必要。伸びたら切る。
- 家の前に木を植えるのはよい。
- 駐車場は森で囲むべき。
- 街中は木が少ない(特に道道)ため5年毎に植える。成長とメンテナンス計画が大切。(切った木は看板などに再利用)
- アクティビティエリアの林が道から見えるようにする。

ハード(モノ)面のルール

付帯設備等について

- 自動販売機など人工物は外に置かない。置くときはむき出しではなく建物内や茶色の囲いをつける。
- 自動販売機の色を規制する。ご当地自販機で統一ロゴをつける。

道路空間について

- 電線を地中化する。
- 地元(居住者、業務用車両等)と観光客の動線を分ける。
- 人と車の動線を分ける。
- 道路は歩行者優先にする(時間指定、片側、道路やエリアを分けるなど)。
- 歩行者天国にしてカーリングイベントなどを行う。
- 川湯広場から川湯テラスを遊歩道で歩けるようになるのなら、道路を歩行者天国にする必要はない。
- 路上駐車しないよう、駐車場の案内板をつける。
- 段差のスロープ化(車椅子・歩行困難者への配慮)

ハード(モノ)面のルール

夜間景観について

- 街灯は道道・環境省・町で統一ルールを作る。
- 夜間照明で温泉街らしさを演出する。
- ライトアップは夜の街歩きに必要。ひとつずつの照度は小さく。
- 夜の動物や星空へも配慮する。川湯らしい明るさに(明るすぎない・暗すぎない)。
- 川湯広場の照明は最小限にして、星空を守る。
- 夜間景観のゾーニングを作る(照らす場所・照らさない場所)。
- 「適切な屋外照明の5原則」を守る(自然に光を当てない、下からではなく上からなど)。

<参考> 適切な屋外照明の5原則 (国際ダークスカイ協会)

| | |
|------|--|
| 必要性 | 全ての照明は、明確な目的を持つこと。 照明の設置や交換をする前に、照明が本当に必要かをよく検討しましょう。 照明を使うことで、周辺の野生生物や環境にどのような影響があるか、考えましょう。 標識・縁石・階段などには、照明の代わりに反射材や自発光式の器具でまかなえないか、検討しましょう。 |
| 光の向き | 必要な場所だけを照射するよう、向きを調節すること。 適切な覆いを付れたり、向きを調節することにより、必要な場所以外への漏れ光を抑制しましょう。 基本的に照明は下向きに使用しましょう。 |
| 光の量 | 必要最小限の明るさで使うこと。 照明は必要最小限の明るさで使いましょう。反射光が夜空に漏れることを低減するため、路面状態にも気を配りましょう。 |
| 制御 | 必要な時間にだけ点灯すること。 タイマや人感センサを利用して、必要な時に点灯し、必要性が低い時には減灯または消灯を行いましょう。 |
| 光の色 | 可能な場合は、低色温度(電球色)の光を使うこと。 短波長の光(青・紫)の使用は必要最小限に抑えましょう。 |

ソフト(コト)面のルール・取組

【カルデラを感じる工夫】

- 川湯の温泉街を上から見えないところがない(ホテルの上層階、屋上くらい)。
- カルデラを感じられる高い場所を設定する。
- 景観スポットの山の上に誘導する。
- スマホ等でカルデラを感じられる場所(摩周湖など)を案内をする。
- 屈斜路カルデラの知名度を上げる。

【案内板・解説板】

- 川湯の歴史、自然、温泉の特性、硫黄山～温泉川～屈斜路湖のストーリーなどの解説板を要所に設置する。
- ポイント毎に案内板を設置する(場所ごとの説明、ストーリー)。
- 案内板は2カ国語にする(日本語・英語でシンプルに)。
- 源泉、硫黄の作用、強酸性の特性を説明する(設備がダメになる大変さを含め)。
- 視点場からの景色の案内板を設置する(山や温泉)。

【統一感を創出するしかけ】

- 統一した照明+ロゴマーク(長門の温泉マークの提灯のような)
- 公共の案内には必ず統一ロゴを入れる。

ソフト(コト)面のルール・取組

【歩いてもらう工夫】

- ベンチの適切な配置、休憩所の設置。
- 歩いて回りたくなるような標示。(今までの案内は動線が分からない)

【ゴミ・タバコ】

- ゴミのポイ捨て・歩きタバコを禁止する。
- エリアごとにゴミ箱、喫煙所を設置する(ゴミ箱は分別が問題)。

【食】

- ポータルサイトで飲食店を案内する(看板で町をごちゃごちゃさせない)。
- 他の温泉地のまねではなく、川湯らしさを出す(泊食分離など)。
- 地場産食材認証店のマークつける。
- 温泉卵を販売する。
- テイクアウトをする。



ソフト(コト)面のルール・取組

【おもてなし】

- 街の循環員
- 湯けむりを見せる演出
- 冬期のそぞろ歩きの寒さ対策にコート等の貸し出し
- 温泉川の階段の除雪
- キャッシュレス決済の導入
- 馬車で街歩き
- 野生動物への餌付け禁止(景観にふさわしい動物との距離)
- 生活感を前面に出さない

【その他】

- 老朽化している施設への対応・支援
- 廃屋との共存(隠さずに巻き込むしかけ)

